

## 旭川市福祉のまちづくりに関する懇話会開催要綱

### (趣旨)

第1条 本市における福祉のまちづくりに関する事業の在り方について検討するため、旭川市福祉のまちづくりに関する懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

### (職務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項についての意見交換等を行う。

- (1) (仮称)旭川市福祉のまちづくり条例に関すること。
- (2) 地域共生社会の構築に関すること。
- (3) その他本市における福祉のまちづくりの推進に関すること。

### (参加者)

第3条 懇話会の参加者は、関係団体、学識経験者等及び公募に応じた者の中から、市長が依頼した者とする。

2 懇話会の参加者は、15人以内とする。

### (会議の進行)

第4条 会議の進行は、参加者の互選により定めた進行役が行う。

### (庶務)

第5条 懇話会の庶務は、旭川市福祉保険部福祉保険課において行う。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、参加者からの意見を踏まえ、福祉保険課長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。